

利用者識別番号の取得状況の確認

利用者識別番号は、①過去に電子申告を行った申告書の控え、②税務署からの郵送物、③e-Taxのマイページなどから確認できます。財産取得者への確認の際は、「相続税の申告をされる皆さまへ 相続税申告はe-Taxをご利用ください」をご活用ください。



【掲載場所】 国税庁ホームページ ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係

【財産取得者用リーフレット】

利用者識別番号が
分かる

取得済の利用者識別番号を
使用してください。

利用者識別番号が分からない
(取得しているか不明)

利用者識別番号を
取得していない

「**変更等届出書**」をe-Taxで送信[※] (税理士等による代理送信も可能)

最新情報

◆変更等届出書の参考事項欄に、「相続税申告の委任有」及び「税理士への連絡希望」と入力していただくことで、利用者識別番号が【有】の場合、「税理士等」欄に記載の電話番号に**利用者識別番号を連絡**します。

(注) e-Tax ソフト又は国税庁の仕様公開に基づく民間ソフトを使用し、税理士等が電子署名を付与して送信された場合に限りです(書面又は「e-Tax」の開始(変更等)届出書作成・提出コーナー)は本取扱いの対象外になりますので、ご注意ください。

「**開始届出書**」をe-Taxで
送信[※]

(税理士等による代理送信も可能)

利用者識別番号が
【有】の場合

既存の利用者識別番号と仮暗証番号が記載された通知書が、税務署から財産取得者宛に郵送されます。

利用者識別番号が【無】
又は
【廃止】されている場合

利用者識別番号が無い又は廃止されている旨を税務署から代理送信をした税理士等に対して電話によりお伝えしますので、「開始届出書」をe-Taxで代理送信してください。

利用者識別番号を
オンラインで**即時発行**

既に利用者識別番号を取得している場合、新たな利用者識別番号を取得すると、これまでe-Taxで申告した内容等を確認することができなくなりますので、ご注意ください。

※ 「変更等届出書」及び「開始届出書」は財産取得者の住所地の所轄税務署宛に送信してください。